

平成26年度主要な政策に係る評価書(モニタリング)

(総務省25-②)

政策名 ^(※1)	政策2:適正な行政管理の実施	分野	行政改革・行政運営			
政策の概要	行政組織や行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	機構・定員等の審査に関する取組及び電子政府の取組を進めることにより、行政運営の改善・効率化を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	288,180	287,349	285,731	217,306
		補正予算(b)	23,940	0	0	0
		繰越し等(c)	-23,940	23,940	0	
		合計(a+b+c)	288,180	311,289	285,731	
執行額(千円)		124,913	237,189			

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日	3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3) 政府における IT ガバナンスの強化
	第186回国会 総務委員会における総務大臣所信表明	(衆) 平成26年2月18日	国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
ITを活用して行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1 IT投資における効果の状況	IT投資における効果を適切に評価できる仕組みの在り方について検討を開始 【24年度】	世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、IT投資における投資額の詳細(単年度の予算額だけでなく過去及び将来にわたる中期的な総投資額の見込みと年次別・経費区分別の内訳)及び当該投資による効果・KPIを明らかにする「平成26年度政府情報システム投資計画」について、内閣官房と連携しながら取りまとめを実施。 ※当該計画は、平成26年6月19日に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において決定となった。 【25年度】	IT投資における効果を適切に評価できる仕組みを検討した結果を踏まえ、政府全体を通じたより効率的・効果的なIT投資管理の実施を推進 【25年度】
	2 新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進状況	費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し及び重点手続に係る業務プロセス改革について検討 【23年度】	「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、各府省において費用対効果等を踏まえオンライン利用範囲の停止等を実施した。その結果、オンラインでの利用が可能な手続は、7,516種類(平成23年度)から、7,188種類(平成24年度)に減少した(平成25年度実績については平成26年12月公表予定)。 「新たなオンライン利用に関する計画」に基づき、重点手続に係る業務プロセス改革の推進のため、各府省と重点手続に係る業務プロセス改革計画の策定・実施に関する調整を行った。業務プロセス改革の実施によるオンライン手続の改善が進んだことにより、重点手続に係るオンライン利用率は、40.4%(平成23年度)から、43.1%(平成24年度)に上昇した(平成25年度実績については平成26年12月公表予定)。 【25年度】	・申請等手続に係る費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直しの推進 ・オンライン重点手続に係る業務プロセス改革の推進 【25年度】
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	3 行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合	41.2% 【21年度】	施行状況調査を平成26年以降に実施予定 【25年度】	平成21年度値以上 【27年度】
	4 行政不服審査制度の見直し	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始 【24年度】	行政不服審査法関連三法案(行政不服審査法案、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、行政手続法の一部を改正する法律案)の立案作業を行い、平成26年3月14日に第186回通常国会へ提出した。 【25年度】	行政不服審査法の改正法案等の立案及び国会への提出 【25年度】 新しい行政不服審査制度の適切な施行 【28年度】
	5 行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合	23.9% 国:32.0% (地方:15.7%) 【21年度】	施行状況調査を平成26年以降に実施予定 参考:平成23年度実績 22.1% (国:43.6%(地方:5.6%)) 【25年度】	平成21年度値以上 【27年度】

<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	6	<p>国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)</p>	<p>行政機関 : 99.9% 独立行政法人等 : 99.7% 【23年度】</p> <p>※ 期限を延長した場合に、当該期限内に開示決定等がされたものを含む。</p>	<p>平成25年度の国の行政機関等における開示決定等期限の状況については、行政機関等の情報公開法の施行状況調査を実施。 ※ 平成25年度実績(行政機関 99.9%、独立行政法人等 99.2%) なお、平成25年度においては、平成24年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における開示決定等期限の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、文書の発出や連絡会議、研修の実施により趣旨の徹底を図った。</p> <p>【25年度】</p>	<p>平成23年度値以上(100%を目指す) 【25年度】</p>
	7	<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等)</p>	<p>行政機関 : 401件 独立行政法人等 : 664件 【23年度】</p> <p>※ 配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。</p>	<p>平成25年度の国の行政機関等における漏えい等の状況については、行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査を実施。 ※ 平成25年度実績(行政機関 385件、独立行政法人等 581件)(平成26年12月1日追記) なお、平成25年度においては、平成24年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における漏えい等の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、文書の発出や連絡会議、研修の実施により趣旨の徹底を図った。</p> <p>【25年度】</p>	<p>平成23年度値より減少(10%減を目指す) 【25年度】</p>

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政管理局企画調整課長 阪本 克彦 行政管理局管理官 大槻 大輔</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
----------------	--------------------------	---------------	---	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。